



TOHOKU GAKUIN
UNIVERSITY



東北学院大学 | 平成25年度(2013) |

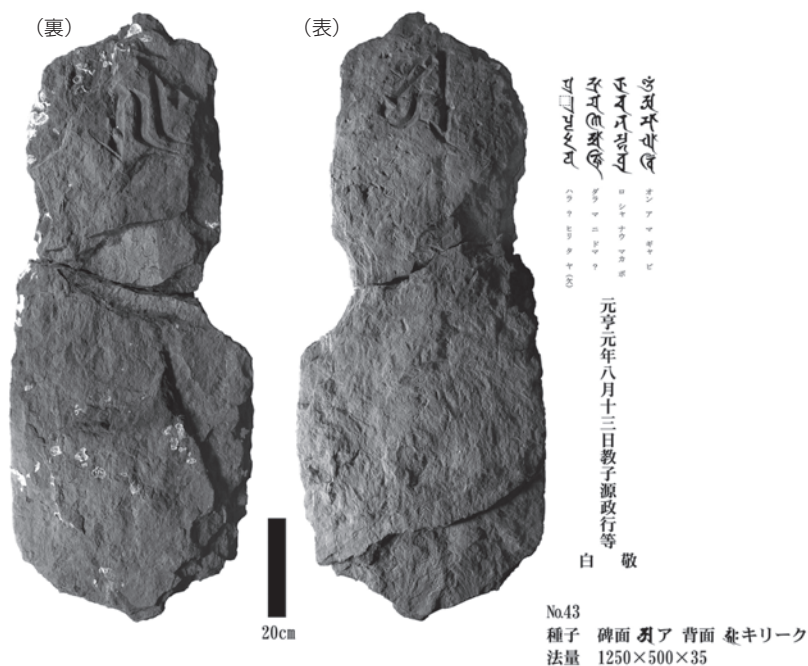
博物館年報

vol.5

Tohoku Gakuin University Museum



資料紹介



「源政行」銘板碑（雄島海底採集の板碑） 元亨元（1321）年

日本三景として知られている松島の雄島では、海底に落ちた多数の板碑（中世供養塔の一種）が発見されている。本学歴史学科日本中世史ゼミナールでは、松島町瑞巖寺と共同でその収集・調査を実施している。この調査では、中世の雄島には従来から知られていた数よりも多い数の板碑が造立されていたことが明らかとなった。

その中で特徴的な性格を持つ板碑がこの一基の板碑である。この板碑は元亨元（1321）年に造立されたもので、他に元亨三年銘板碑があり同様に「源政行」という人物名が刻まれている。

この二つの板碑は元亨元年そして元亨三年という期間に「源政行」が回忌供養を行っていた可能性を示すもので、雄島における板碑造立を考える上で重要な史料といえる。「源政行」については詳細不明であり、研究の深化が必要不可欠である。

目次

ごあいさつ	2
施設概要	3
展示活動	4
広報活動	7
教育活動	7
普及活動	9
調査・研究活動	10
資料の保存関係	11
博物館運営委員会の開催	12
博物館の開館	12
博物館規程	15
新収蔵資料目録	21

平成25年度(2013) 東北学院大学博物館年報

編集 東北学院大学博物館
発行日 平成27年3月27日
印刷 株式会社ユーメディア

■ ■ ■ ごあいさつ

東北学院大学博物館長 辻 秀人

日頃、東北学院大学博物館の運営につきまして並々ならぬご支援・ご協力をいただき感謝申し上げます。

当館は2009（平成21）年11月に開館以来、四年有余が経過いたしました。2013年の組織は館長、学芸員2名、事務職員と学芸研究員12名の体制で事業を実施しました。今のところは本学文学部歴史学科の資料を中心に展示公開しています。また、博物館学芸員課程の博物館実務実習も行っています。

2011年3月11日の東日本大震災では皆様に多大のご心配をかけましたが、当館の復旧作業の終了に伴い5月9日に無事再開することができました。

その後、東日本大震災被災地の資料を救い出すために設けられた国の「被災文化財等救援委員会」の文化財レスキューに教員、学生等が参加して、当館も「被災文化財等救援委員会」の一時保管施設となりました。

本年は、文化庁の被災ミュージアム再興事業では学生による文化財レスキュー活動の展示会とバックデータ収集事業として、石巻文化センター所管の「鮎川収蔵庫」収蔵資料を保管し、脱塩作業を行いました。

当館は、これからも一歩ずつ着実に成長していきたいと考えています。是非、今後とも当館へのご指導ご協力をよろしくお願いいたします。



■ 施設概要

当館は、本学土樋キャンパスに隣接し、仙台市中心部の愛宕上杉通りに面して建つ大学博物館である。本学の教育、研究成果にかかわる学術的価値を有する資料を収集整理、保管、公開、普及し、本学の活動を社会に伝えることを目的としている。また、大学における博物館学芸員資格課程の実習施設としての役割を担い、実物資料を用いた学習機会を提供する。

博物館は鉄骨平屋建で建物面積は約300㎡である。展示室（180㎡）のほか、収蔵庫、実習室、事務室、多目的トイレ等を有し、24時間の空調、機械警備等によって貴重な資料等の管理環境を整備している。

組織は、館長のもと学芸員、事務職員、学芸研究員である。運営に関する事項を審議する機関として、東北学院大学博物館運営委員会を置いている。

郵便番号：980-8511

住 所：宮城県仙台市青葉区土樋一丁目3-1

電話番号：022-264-6920 FAX：022-264-6917

休 館 日：日曜日、祝日・休日、大学の定める休業日

開館時間：午前9時30分～午後5時

（入館は午後4時30分まで）

入 館 料：一般200円（減免措置あり）

※学校法人東北学院の役員・教職員・学生・生徒・園児・旧役員・旧教職員は無料。大学同窓生は、ホームカミング・デー等の館長の定める行事日は無料。未就学児、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校もしくは高等専門学校の児童、生徒又は学生、65歳以上の方、障害者基本法に定める障害者と介護者1名は無料。



民俗分野の展示



中世の板碑の展示

■ 展示活動

今年度の開館日数は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの274日であった。

展示内容

*常設展示

「東北学院大学における歴史研究の軌跡」
平成25年4月1日～平成26年3月31日

*常設展示の展示替え・特別陳列

シンボル展示「墨書人面土器（解説パネル）」
(古代史専攻の学芸研究員)

「松島雄島板碑群の調査速報展」(中世史ゼミナール)

コーナー展示「仙台藩土山本家の歴史
—「知行宛行状」を読み解く—

平成25年6月8日(土)～平成26年5月2日(金)

コーナー展示「百鬼夜行 バンブーモンスターズ
—竹細工を愉しむ—

平成25年10月4日(金)～平成25年12月14日(土)

コーナー展示「デフォレスト館の魅力・再発見」

平成25年10月26日(土)～平成26年5月16日(金)

コーナー展示「『昔話稲妻表紙』
—文化文政期の「ジョヨ」!?—

平成26年1月23日(木)～平成26年5月17日(土)

*展示替え

- シンボル展示「墨書人面土器」コーナーを、最新の研究成果をふまえて解説パネル展示替えを行った。解説パネルは学芸研究員が造作した。
- 中世史の松島雄島の板碑コーナーを、最新の研究成果をふまえて展示替えを行った。展示は学芸研究員が造作した。

*展示解説

開館日は毎日解説、大学祭、ホームカミングデー等は100名を超える来館者に対応した。

*中学・高校生への対応

高校の大学訪問、研究室訪問時に教員・学芸研究員による解説を行っている。また、AO入試受験希望者などの個別訪問時にも学芸研究員が随時対応している。

*資料写真の転載

パネル展示で利用した。

*シンボル展示

「墨書人面土器」(多賀城市市川橋遺跡出土)

●発見とその後

昭和36年頃、多賀城市市川橋付近で砂押川の大規模な改修工事が行われた。場所が古代陸奥国の中心地だったため、川底を掘るとたくさんの土器や瓦が出土した。墨書人面土器はその中に入ったようだ。

昭和37年に東北学院大学職員渡辺幸七氏が工事現場の作業員から譲り受け、工学部の設立を記念するものとして応接室に展示されていた。

その後文学部史学科加藤孝助教授(当時)が土樋キャンパスに持ち帰り研究資料としていたが、定年退官時に多賀城市埋蔵文化財調査センターに寄託された。多賀城市埋蔵文化財調査センターでは最近まで展示されていたが、平成21年4月に大学博物館設立に伴い当博物館の所蔵資料となった。



旧石器人の石器作りを解明 「賀籠沢遺跡」

今から約2万年前、宮城県の賀籠沢遺跡では遺跡近くで採れる石材である玉髓を用いて、集中的な石器作りが行われていた。4年間にわたる発掘調査の成果では、旧石器人の石器作りの技術や石材調達の方法が解明された。



縄文土器の基準資料 「西の浜貝塚」

縄文中期末葉から後期中葉の土器型式が明らかとなったことで知られる松島町の貝塚。一時期は縄文土器研究の基準資料ともされた資料群である。土器とともに、考古学の調査研究で用いる実測図（出土遺物を資料化するために作成する図）も展示する。



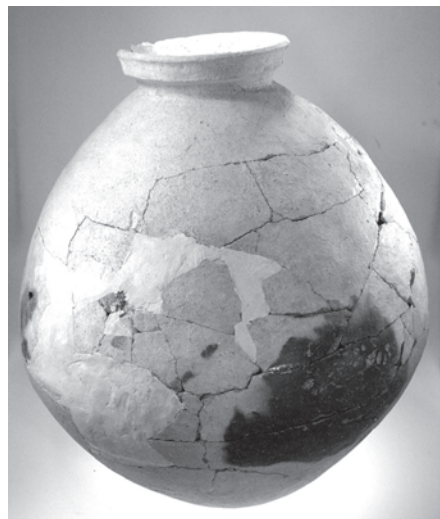
日本最北の前期古墳 「大塚森古墳」

四世紀代の倭国における古墳文化の北限に位置する宮城県の古墳。出土した土器や副葬品は、大和王権北縁地域の様相を知る上で貴重な資料である。なかでも漆塗りの鞆は確認例も少ない。



東北地方南部の前期古墳 「歓請内古墳」

福島県の古墳時代前期では、周辺埋葬（石室などの主体部以外に埋葬する方法）がみられる唯一の古墳。埋葬に使われた壺棺を展示し、周辺埋葬の儀礼やそこからわかる他地域とのつながりについても紹介する。



中世人の信仰

「松島町雄島海底採集の板碑^{いたび}」

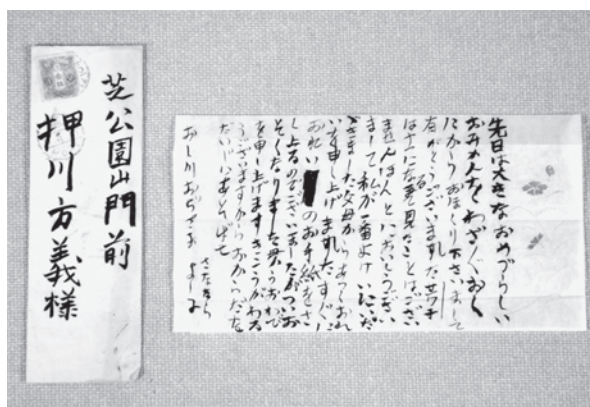
中世の石造供養塔である板碑の造立は、関東の武士団を中心に広まった仏教文化のひとつ。日本三景として知られる松島の雄島では、海底に落ちた板碑が1000基以上存在し、本学では松島町瑞巖寺と共同で収集・調査を実施している。



本学学祖：

押川方義^{まさよし}とその時代「押川家資料」

東北学院の創設者である押川方義とその家族に宛てられた封書や書簡、はがきを中心とする資料群。展示では、明治・大正・昭和と移り変わる時代のなかで、教育、政治、文学、スポーツなど、幅広い分野に影響を残した押川家の人々の諸活動を紹介。



一関藩家老の文書群

「境澤文書^{さかいざわ}」

近世、仙台藩の支藩であった一関藩田村家に仕え、代々家老などの要職を歴任した境澤家伝来の文書群。帳簿・手控のほか、日常生活や冠婚葬祭に関する家政史料、学問、武芸など、近世上級武士の公私の生活を知ることができる貴重な資料である。



庶民の願い

「東北の庶民信仰資料・生活用具」

本学民俗学ゼミナールが収集・保管してきた民俗資料を紹介。特に、慶長年間の銘が入った「おしらさま」や、「七夕馬」、こけしなど、東北地方の特色ある庶民信仰資料を展示する。



■ 広報活動

■ マスメディア等への資料提供

博物館の催物案内を広報課を通して、マスメディア等への提供を依頼した。

■ ホームページの充実

本学公式ホームページに、博物館のホームページを設置し、各種事業・行事等を広報した。

■ テレビの取材

本年は、館内の取材はなかったが、館外でのイベントでの取材があった。

■ クリスマスのイルミネーション

愛宕上杉通りの面して立つモミノキに、クリスマスイルミネーションを施し、博物館の存在をアピールした。

■ 教育活動

* 大学生の博物館実務実習の実施

実務実習として本学3、4年生を受け入れ、博物館資料の扱いから展示の企画、模擬展示の製作などを行った。東北学院大学博物館で実務実習を下記のとおり行った。

日 程	期 間	参加人数
① 8月3日(土)・4日(日)・5日(月)・6日(火)・7日(水)	5日間	6名
② 8月8日(木)・9日(金)・11日(日)・12日(月)・13日(火)	5日間	4名
③ 8月18日(日)・19日(月)・20日(火)・21日(水)・22日(木)	5日間	6名
④ 8月23日(金)・24日(土)・25日(日)・26日(月)・27日(火)	5日間	6名
⑤ 9月2日(月)・3日(火)・4日(水)・5日(木)・6日(金)	5日間	5名
⑥ 9月9日(月)・10日(火)・11日(水)・12日(木)・13日(金)	5日間	4名

- ※ 今年度の実務実習者は31人。
- ※ 各グループ 4～6人振り分け。
- ※ 日()の実習は12:00～19:00の時間で行った。



博物館実習



博物館実習

実習内容

日程 時間	午 前				午 後			
	9 : 00	10 : 00	11 : 00	12 : 00	13 : 00	14 : 00	15 : 00	16 : 00
1	オリエンテーション (内容、日程、自己紹介)		博物館展示解説、施設と管理運営 (開館までの経過、運営)		資料受け入れ実習① (資料の貸借業務、展示資料の選別、梱包実習、資料の環境)			
2	資料受け入れ実習② (資料の点検カード作成・情報収集)				展示準備 (資料の情報収集、写真撮影)			
3	展示計画作成 (展示の企画書作成・発表)				解説作成実習① (解説シートの作成)			
4	解説作成実習② (キャプションの作成、展示作業)				展示実習① (展示作業)			
5	展示実習② (展示の発表、展示図録の作成)				解説作成 (展示図録の編集、展示の撤収)	実習のまとめ	反省会・講評	

* 中学生の職場体験の実施

職場体験として仙台青陵中等教育学校2学年生を3名受け入れて、下記のとおり行った。

日程 時間	午 前				午 後		
	9 : 00	10 : 00	11 : 00	12 : 00	13 : 00	14 : 00	15 : 00
10/23(水)	オリエンテーション (内容、日程、自己紹介)		博物館展示解説、大学施設見学 施設と管理運営 (開館までの経過、運営)		展示ケース清掃 資料取り扱い実習 (掛け軸・焼き物資料の取り扱い、梱包実習、資料の環境など) 日誌		
10/24(木)	展示解説実習 (資料解説) ①				展示解説実習 ② 後片付け 清掃	実習のまとめ 反省会・講評 日誌	

* 大学院生・学部生・留学生への展示解説

* 学芸研究員の指導

* 大学院生の学芸員教育

大学院生を学芸研究員としてスタッフに加え、展示資料の準備や基礎データ作成、展示作業、来館者への解説を通して、学芸員としての実務経験を積ませた。

* 学部生の学芸員教育

博物館実習・考古学実習・中世史履修学生が展示作業等にかかわり、実践的な実習の機会を提供した。

普及活動

印刷物の作成

- ポスター作成
館の存在を広く知ってもらうため。
- 年報の作成
平成24年度年報を作成した。
- 民俗展示のパンフレット印刷
館蔵民俗資料とこれまでの民俗展示を紹介した無料パンフレット。



民俗展示のパンフレット

普及活動

オープンキャンパス・歴史学科公開講座、大学祭等での展示解説を行った。

資料の貸出等

- 人面墨書土器写真

多賀城市ホームページに掲載

イベントの開催

- 企画展「牡鹿半島のくらし展in鮎川
—再生・被災文化財—」来場者：約300名
おしかのれん街前の更地（石巻市鮎川浜）
平成25年8月13日（火）～15日（木）
- 企画展「牡鹿半島のくらし展in石巻
—再生・被災文化財—」来場者：約1,000名
宮城県慶長使節船ミュージアム（サン・ファン館）
平成25年11月3日（日・祝）～4日（月）
- 企画展「牡鹿半島のくらし展in仙台
—再生・被災文化財—」来場者：約2,000名
せんだいメディアテーク
平成26年1月10日（金）～13日（月・祝）



TG学問ガイダンス①



TG学問ガイダンス②

■ 調査・研究活動

文化庁：被災ミュージアム再興事業

※東北学院大学博物館が石巻文化センターを支援する
かたちで活動を継続

事業28-1

「被災した民俗資料の脱塩作業実施事業」

事業28-2

「被災した民俗資料のバックデータ収集事業」

イベントの開催

- 企画展「牡鹿半島の暮らし展in鮎川」
—再生・被災文化財— 来場者：約300名
おしかのれん街前の更地（石巻市鮎川浜）
平成25年8月13日（火）～15日（木）
- 企画展「牡鹿半島の暮らし展in石巻」
—再生・被災文化財— 来場者：約1,000名
宮城県慶長使節船ミュージアム（サン・ファン館）
平成25年11月3日（日・祝）～4日（月）
- 企画展「牡鹿半島の暮らし展in仙台」
—再生・被災文化財— 来場者：約2,000名
せんだいメディアテーク
平成26年1月10日（金）～13日（月・祝）



オープンキャンパス①



大学祭①

学生による文化財レスキュー活動の 展示会とバックデータ収集事業

- 石巻文化センター所管の「鮎川収蔵庫」の収蔵資料
の二次洗浄作業

「文化財レスキュー展in鮎川」

石巻市牡鹿公民館にて 8月12日～14日開催

「文化財レスキュー展in仙台」

せんだいメディアークにて 11月6日～8日開催

来場者2,300名

コレクションの整理

当館所蔵のコレクション（考古・民俗資料）の台帳・
目録作成、写真撮影等の記録作成した。



オープンキャンパス②



大学祭②

資料の保存関係

館内の資料くん蒸

平成25年7月29日～8月1日の4日間の期間で館内の資料くん蒸を実施した。



くん蒸ガスの注入



資料の覆いくん蒸

板碑展示台の造作

松島雄島の板碑の展示充実のため、板碑を直立にして、固定し展示できるパネルを作成した。



ウレタンの切り抜き



展示の完成

■ 東北学院大学博物館運営委員会の開催

東北学院大学博物館運営委員会は平成25年4月25日（第1回）、11月28日（第2回）に土樋キャンパスにて開催された。第1回の委員会では、平成24年度事業報告・決算報告、25年度事業案・予算、学芸研究員の雇用など。第2回の委員会では、上半期事業報告、下半期事業予定、26年度予算案などが議題となった。

東北学院大学博物館運営委員会委員名簿

博物館長	辻 秀人（文学部歴史学科教授）
文学部長	辻 秀人（文学部歴史学科教授）
学務部長	千葉 昭彦（経済学部経済学科教授）
図書館長	中川 清和（教養学部情報科学科教授）
総務部長	日野 哲
歴史学科長	渡辺 昭一（文学部歴史学科教授）
経済学部	仁昌寺正一（経済学部経済学科教授）
工学部	矢口 博之（工学部機械知能工学科教授）
教養学部	津上 誠（教養学部言語文化学科准教授）

■ 博物館の開館

今年度の開館日数は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの274日であった。

入館者数

（ ）内は前年比

月	開館日数	有料入館者数	無料入館者数	小計	開館からの延べ人数
4	25	2	64	66	4,404
5	24	11	230	241	4,645
6	25	9	350	359	5,004
7	23	9	33	42	5,046
8	18	3	31	34	5,080
9	23	11	33	44	5,124
10	27	10	235	245	5,369
11	24	10	115	125	5,494
12	22	8	143	151	5,645
1	22	9	7	16	5,661
2	21	6	20	26	5,687
3	20	7	24	31	5,718
合計	274	95 (+2)	1,285 (-14)	1,380 (-12)	

無料開放日入館者数

1	創立記念日	5月15日(水)	1名
2	学部オープンキャンパス	6月29日(土)	128名(-34)
3	大学祭	10月18日(金)~20日(日)	86名(-49)
4	ホームカミングデー	10月26日(土)	14名(-21)
5	東北文化の日	10月26日(土)	
6	歴史学科創設50年記念	11月2日(土)	50名
7	公開クリスマス	12月20日(金)	0名
8	卒業式	3月25日(火)	12名
合計			291名(-104)

授業等で博物館利用人数

月	授業		研究会		資料整理		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
4	6	130	0	0	0	0	0	0
5	3	60	0	0	0	0	0	0
6	14	208	0	0	0	0	0	0
7	3	79	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0	0	0
9	3	58	0	0	0	0	0	0
10	18	228	0	0	0	0	0	0
11	6	100	0	0	0	0	0	0
12	7	87	0	0	0	0	0	0
1	10	120	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	70 (-3)	1,070 (+160)	0	0	0	0	0	0

団体見学

1	宮城ディスティネーション	4月27日(土)	16名
2	二軒茶屋老人会	10月4日(金)	12名
合計			28名

博物館見学校

	学 校 名	月 日	人数
1	登米市立津山中学校 2年	4月26日	5名
2	岩手県盛岡南高校 2年	5月1日	75名
3	福島県聖光学院高校 2年	5月8日	76名
4	石巻市立桃生中学校 2年	5月21日	8名
5	山形県九里学園高校 2年	5月30日	30名
6	山形県河北中学校 2年	5月31日	16名
7	福島県小高商業高校 3年	6月11日	27名
8	山形県左沢高校 3年	6月12日	6名
9	福島成蹊高校 2・3年	6月13日	122名
10	聖ウルスラ学院英智高校 1年	6月27日	26名
11	宮城第一高校 1・2年	7月24日	6名
12	北海道豊頃町立豊頃中学校 3年	8月23日	5名
13	常盤木学園高校 2年	10月11日	31名
14	築館高校 2年	10月23日	11名
15	岩手県前沢高校 2年	10月23日	26名
16	高崎中学校 1年	10月23日	5名
17	岩手県平舘高校 2年	10月24日	19名
18	村田高校 1年	11月5日	33名
19	山形県山本学園高校 1年	11月19日	5名
20	東北学院中学校 2年	12月10日	95名
21	第一学院高等学校仙台キャンパス 1・2年	2月24日	11名
22	福島東陵高校、県立川口高校 1・2年	3月19日	42名



高校生の見学



高校生の見学

■ 博物館規程

○東北学院大学博物館規程

平成21年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、東北学院大学学則第66条の規定に基づき、東北学院大学博物館（以下、「博物館」という。）の基本的事項について定める。

(目的)

第2条 博物館は、東北学院大学（以下、「本学」という。）の教育、研究成果に関わる学術的価値を有する資料を収集整理、保管、公開、普及し、東北学院大学の活動を社会に伝えることを目的とする。

(事業)

第3条 博物館は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 本学の教育・研究に関する博物館資料（以下「資料」という。）の収集整理、及び保管
- (2) 前号の資料に関する調査研究
- (3) 本学学生、教職員等の東北学院関係者及び一般市民等を対象とする、資料に関する必要な解説、助言、及び資料等の提供等
- (4) 講演会、講習会、研究会等の主催及びその開催の援助
- (5) 案内書、解説書、目録、年報、調査報告書等の作成及び頒布
- (6) 他の博物館等との刊行物及び情報の交換並びに博物館資料の相互貸借の実施
- (7) 本学学生に対する博物館実習の実施
- (8) その他別に定める手続きを経て必要と認められる事業

2 前項7号に関する業務は、学務部長との協議に基づき、学務部教務課資格係との協力のもとに行うものとする。
(博物館運営委員会)

第4条 博物館の運営に関する事項を取り扱うため、東北学院大学博物館運営委員会(以下、「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関する事項は、東北学院大学博物館運営委員会規程に定める。

(職員)

第5条 博物館に以下の各号の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 学芸員
- (3) 事務職
- (4) 学芸研究員

(館長)

第6条 館長は、博物館の業務を統括し、博物館を代表する。

- 2 館長は、本学の専任教授のなかから学長が任命する。
- 3 館長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(学芸員)

第7条 学芸員は、専門的職員として、資料の収集、整理、保管、閲覧、展示及び調査研究、その他これに関する事項についての専門的業務を行う。

- 2 第1項の学芸員には、専門的職員のほかに、学芸員資格を有する本学専任教員を加えることができる。
- 3 第2項の規定による学芸員は、館長の意見を聴取したうえで学長がこれを委嘱するものとする。
- 4 第2項の規定による学芸員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務職員)

第8条 事務職員は、館長の指示に従って博物館運営に係る事項及び庶務の事項を行う。

(学芸研究員)

第9条 学芸研究員は非常勤職員とし、原則として東北学院大学研究スタッフに関する規程の適用が可能な者を雇用するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、運営委員会が本学における博物館学芸員養成に資すると判断する場合には、学芸研究員として本学大学院博士課程前期課程の在籍者及び修了者を雇用することができる。
- 3 学芸研究員の採用にあたっては、運営委員会の承認を得て館長が必要な手続きを行う。
- 4 学芸研究員の職務内容は、運営委員会の承認を得て館長が別に定める。

(博物館の管理運営)

第10条 博物館の利用及び管理運営については、東北学院大学博物館管理運営規程に定める。

(事務取扱)

第11条 博物館の運営に関する事務は、博物館事務室が取り扱う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て全学教授会が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成21(2009)年4月1日から施行する。

○東北学院大学博物館管理運営規程

平成21年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、東北学院大学博物館規程第10条に基づき、東北学院大学博物館（以下、「博物館」という。）の利用及び管理運営について定める。

(休館日)

第2条 博物館の休館日は、日曜、祝日、年末年始及び大学休業日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、館長が博物館の運営上必要と認めるときは、臨時に休館又は開館することができる。ただし、この場合は、館長は、その都度あらかじめ日時を公示しなければならない。
- 3 前項に基づいて臨時休館又は臨時開館した場合、館長は事後に東北学院大学博物館運営委員会（以下、「運営委員会」という。）に報告し了承を得なければならない。

(開館時間)

第3条 博物館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、入館は午後4時30分までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、博物館の運営上必要と認められた場合、館長は臨時に開館時間及び閉館時間を変更することができる。ただし、館長は変更の事実及び理由を運営委員会に報告しなければならない。

(入館料)

第4条 入館料については別に定める。

(入館の制限)

第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当する人物に対して、入館を禁じ、又は退館を命じることができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、展示品、保管物又は施設設備を損傷するおそれがあることが明らかであると認められるとき
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあることが明らかであると認められるとき
- (3) その他管理上著しく支障があることが明らかであると認められるとき

(資料の閲覧等)

第6条 館長が必要と認めるときは、利用者の依頼により、その調査研究の用に供するために、博物館の所蔵する資料（以下、「資料」という。）の閲覧又は複写を許可することができる。

- 2 資料の閲覧又は複写をしようとする者は、所定の書式によって、あらかじめ資料の閲覧又は複写の申請をしなければならない。

(資料閲覧の制限)

第7条 次の各号の一に該当する資料は、閲覧又は複写を制限することがある。

- (1) 保存に影響を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (2) 現に展示中のもの
- (3) その他館長が閲覧又は複写が不相当と認めたもの

2 前項の規定に基づいて閲覧又は複写を制限した資料がある場合、館長は運営委員会に報告するものとする。

(資料の館外貸出)

第8条 博物館は、次の各号のいずれかに該当する場合、資料の館外貸出しを行うことができる。

- (1) 博物館その他これに相当する施設が行う展示の用に供するとき
- (2) 学校が授業の用に供する場合で、館長が適当と認めたとき
- (3) その他館長が適当と認めたとき

2 資料の館外貸出しを希望する者は、館長の許可を受けなければならない。

3 資料の館外貸出しの許可を受けようとする者は、資料借用書を館長に提出しなければならない。

4 資料の館外貸出しの許可を受けた者は、館長の指示するところにより、資料の管理にあたらなければならない。

5 資料の館外貸出しの許可を受けた者は、当該資料を他に転貸してはならない。

6 資料の貸出期間は、館長がその都度定める。

7 資料の館外貸出しを行った場合、館長は、可能な限り速やかに運営委員会に報告しなければならない。

(損害の賠償)

第9条 故意又は過失により、施設設備、展示資料又は貸出資料を損傷し、又は滅失した者は、館長の指示を受けてこれを原形に復さなければならない。

2 損傷又は滅失した施設設備、展示資料、又は貸出資料を原形に復すことが不可能な場合には、現物をもって、又は同等物を購入するのに必要な相当の代価をもって損害を賠償しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、特にやむを得ない事情があると運営委員会が認め、関係部局の了承を得た場合には、この限りではない。

(資料の寄贈及び寄託)

第10条 博物館は、運営委員会の承認を得て、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 寄贈を受けた資料は、寄贈者の氏名及び寄贈年月日を表記し、永くその篤志を伝える。

3 博物館への寄贈及び寄託に関する必要事項については、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て全学教授会が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、2009（平成21）年4月1日から施行する。

○東北学院大学博物館運営委員会規程

平成21年4月1日制定

(設置)

第1条 東北学院大学博物館規程第4条の規定に基づき、博物館の運営に関する事項を審議する機関として、東北学院大学博物館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次の委員から構成される。

- (1) 博物館長
- (2) 文学部長
- (3) 学務部長
- (4) 図書館長
- (5) 総務部長

- (6) 歴史学科長
 - (7) 経済学部、経営学部、又は法学部から1名選出される委員
 - (8) 教養学部、工学部からそれぞれ1名ずつ選出される委員
- 2 委員長は、博物館長をもってあてる。
 - 3 第1項1号から6号までの委員の任期は、各委員の役職在任期間とする。
 - 4 第1項7号及び8号による委員の任期は2年とする。
 - 5 委員会には、博物館専門の職員（学芸員）及び事務職員が陪席する。

（委員会の業務）

第3条 委員会は次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 博物館の運営に関わる規程・規則等
- (2) 博物館の予算および決算
- (3) 博物館が行う事業の計画
- (4) 博物館が行う事業の執行状況の承認
- (5) 博物館の専任職員及び非常勤職員の採用並びに非常勤職員の職務内容に関わる事項
- (6) 博物館が受け入れた所蔵品の確認
- (7) 寄贈品・寄託資料受け入れの承認
- (8) 休館日及び開館時間変更の承認
- (9) その他博物館の運営に必要な事項

（委員以外の者の出席）

第4条 委員会が必要と認めた場合は、委員、及び常時陪席者以外の者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

（委員会の開催）

第5条 委員会は、委員長がこれを招集して、その議長となる。ただし、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、あらかじめ指名された委員が議長を務める。

- 2 委員会は、定期的に開催されるほか、関連規程が定めている場合、又は委員長が必要と認めるとき、臨時に開催される。

（議決）

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（事務取扱）

第7条 委員会に関する事務は、博物館事務室が取り扱う。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、委員会の議を経て全学教授会が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、2009（平成21）年4月1日から施行する。

○東北学院大学研究スタッフに関する規程

平成20年4月1日制定

（目的）

- 第1条 この規程は、東北学院大学（以下、「本学」という。）が行う研究プロジェクト等に、優秀な本学大学院博士課程後期課程修了者、博士課程後期課程在学者等を研究スタッフとして参加させ、本学における学術研究活動に対する支援体制を一層充実させるとともに、若手研究者の研究遂行能力の育成を図ることを目的としている。
- 2 この規程は、科学研究費補助金による研究、学外諸機関との共同研究及び外部から委託された受託研究並びにその他本学が認めた研究プロジェクト等に適用する。

- 3 本条第1項及び第2項にいう研究プロジェクト等には、本学全体が行うもののほか、研究科、学部、研究所等の教育研究部局、及び専任教員が単独で又は共同で行うものをも含むものとする。

(研究スタッフの種類)

第2条 研究スタッフは、ポスト・ドクター（以下、「PD」という。）、リサーチ・アシスタント（以下、「RA」という。）、及び研究技術員とする。

- 2 PDとなることができる者は、博士課程後期課程を修了して博士の学位を取得した者、または博士の学位を取得した者に相当する能力を有する者であって、採用時に35歳未満のものとする。
- 3 RAとなることができる者は、本学大学院博士課程後期課程に在籍する者であって、採用時に35歳未満のものとする。
- 4 研究技術員となることができる者は、本学の研究プロジェクト等の研究支援のため、大型機械、特殊機器等の操作等にかかわる特殊技術又は熟練した技術を必要とする業務に従事する者であって、採用時において35歳以上のものとする。

(研究スタッフの職務)

第3条 PDは、本学が認めた研究プロジェクト等を遂行する業務に従事する。

- 2 RAは、研究プロジェクト等を行う部局の長の指示に従って、研究プロジェクト等の遂行に必要な補助業務を行う。
- 3 研究技術員は、研究プロジェクト等を行う部局の長の指示に従って、研究プロジェクト等の遂行に必要な補助業務を行う。

(採用手続き)

第4条 研究スタッフの採用を希望する部局の長は、研究プロジェクト等の内容、採用目的等の必要事項を記載した書類等を添付して、学長に申請する。

- 2 学長は、大学院委員会の議を経て、RAの採用の可否を決定する。
- 3 学長は、部長会での意見交換及び大学院委員会の議を経て、PD及び研究技術員の採用の可否を決定し、理事会の承認を得る。
- 4 RAを採用する場合、学長への申請に先立って、当該大学院学生の所属する研究科の研究科委員会の承認を得ていなければならない。
- 5 本学専任教員が研究スタッフの採用を希望する場合、当該教員は、研究プロジェクト等の内容、採用目的等の必要事項を記載した書類等を添付し、所属する部局の長を通して、学長に採用の申請を行う。
- 6 本学全体が行う研究プロジェクトの遂行に必要な補助業務を行う研究スタッフの採用の場合、本条第1項に定める「部局の長」は、大学院委員会副委員長とする。
- 7 研究スタッフの採用に必要な事務手続き及び提出書類等については、別に定める。

(雇用期間・勤務時間等)

第5条 研究スタッフは、本学との間に、非常勤職員としての雇用契約を締結しなければならない。

- 2 研究スタッフの雇用期間は1年以内とし、5年を限度として更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、科学研究費等の補助金を得て行う研究プロジェクトの実施のために雇用される研究スタッフの場合、当該研究プロジェクトの継続期間を限度とする。
- 4 RAの勤務時間は、大学院学生としての研究に支障がないよう、週20時間程度を限度とする。

(給与等)

第6条 研究スタッフが本学の資金による研究プロジェクト等の研究補助業務に従事する場合、その給与等は本学から支弁されるものとする。

- 2 研究スタッフが科学研究費等の補助金による研究プロジェクト等の研究補助業務に従事する場合、その給与等は、当該研究プロジェクトに対して交付される補助金をもって支弁されなければならない。
- 3 研究スタッフに対して支払われる給与等の費目、金額、支払い方法、社会保険等についての詳細は、別に定める。

(施設・設備の利用)

第7条 PD及び研究技術員は、必要に応じて、非常勤講師と同様に本学の施設・設備を利用することができる。

(知的財産権)

第8条 研究スタッフが参加して行った研究により生じた知的財産権については、別に定める知的財産権の取り扱いに関する諸規程に従わなければならない。

(並存する規程の許容)

第9条 本学の各部局が科学研究費補助金等の外部から得た補助金によって行う大規模な共同研究プロジェクト等の研究補助業務に従事する研究スタッフの採用手続き、処遇等については、大学院委員会及び理事会の承認を得て、当面の間、それぞれの研究プロジェクトごとに定めることができる。

- 2 本学大学院各研究科が本学の資金によって行う研究プロジェクトを遂行するための補助業務に従事するPDについては、当面の間、東北学院大学リサーチ・アシスタントに関する規程中の「リサーチ・アシスタント」を、この規程が定めるPDに読み替えたうえで、同規程を準用することができる。ただし、同規程第3条②及び④が定める事項については、この規程の定めるところによるものとする。

(身分の喪失)

第10条 研究スタッフが以下の各号に該当する場合、学長は、当該部局長との協議を経て、雇用契約を解除することができる。

- (1) 勤務状態が不良であって、研究プロジェクトを実施する部局の長が改善勧告を行った後も、改善の見込みが低いと判断されたとき
 - (2) 研究プロジェクトを実施する部局の長の指導及び指示に従わなかったとき
 - (3) 疾病等のために業務に適さないと認められたとき
 - (4) 研究スタッフが退職を申し出たとき
- 2 前項に基づいてPD又は研究技術員との雇用契約を解除したとき、学長は、速やかに理事長に報告し、承認を得なければならない。

(証明書の発行)

第11条 研究スタッフには、身分証及び採用又は受入履歴に関する証明書を発行することができる。

- 2 前項に定める証明書に記載する呼称は、この規程の第2条に掲げる当該研究スタッフの名称に「東北学院大学」を付したものとする。ただし、必要に応じて、当該研究プロジェクト等、研究プロジェクト等を実施する部局の名称を括弧書きで付することができる。

(細則等)

第12条 研究スタッフの職務、採用等、制度の運用に必要な事項のうち、この規程に定めのないものについては、細則等を別に定めるものとする。

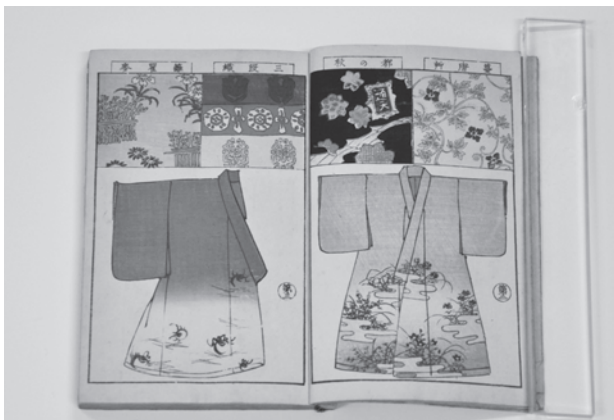
(改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学院委員会が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成20(2008)年4月1日から施行する。

■ 新収蔵資料目録



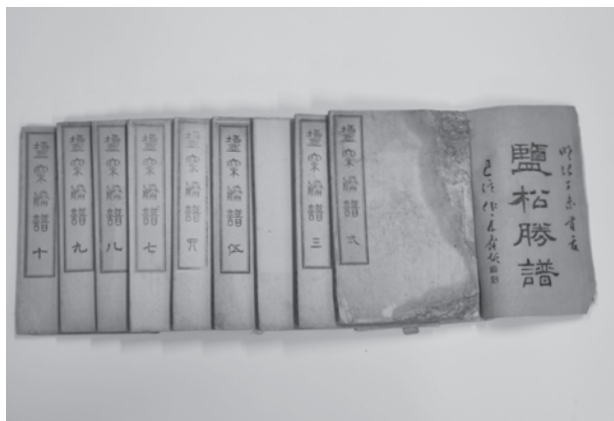
① 模様美術便覧 1冊



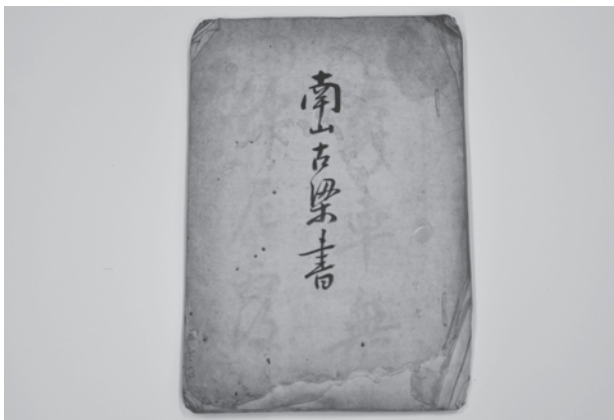
② 伊達宗村・鶯図 1幅



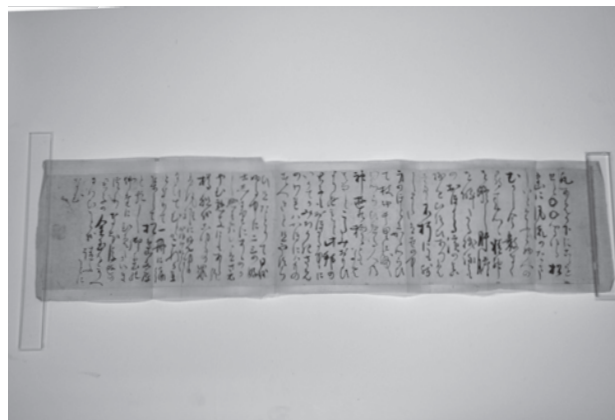
③ 仙臺藩租税要畧 1組5冊



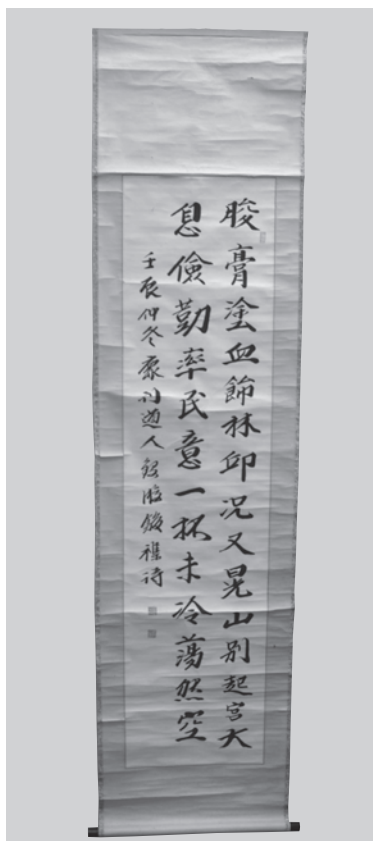
④ 鹽松勝譜 1組10冊



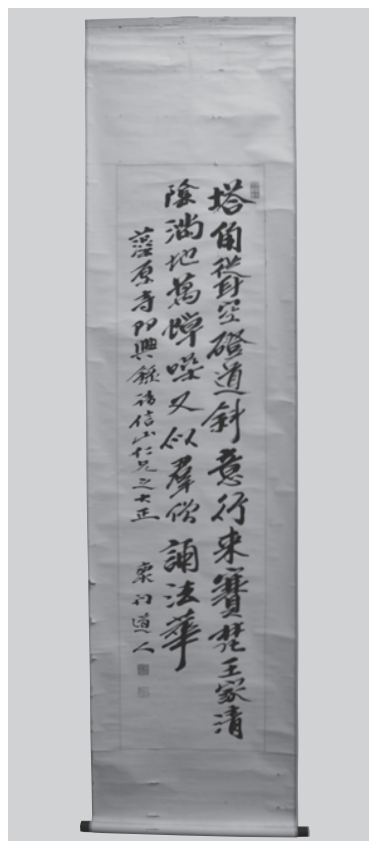
⑤南山古梁書 1冊



⑥南山古梁消息 1通



⑦岡千仞書幅 1幅



⑧岡千仞書幅 1幅

職員紹介

館長	辻 秀人	文学部教授
学芸員	加藤 幸治	文学部准教授
	青村 光夫	大学職員
事務職員	尾木恵美子	大学職員
学芸研究員	熊谷 明希	大学院文学研究科 アジア文化史専攻博士後期課程 日本古代史専攻
	沼田 愛	大学院文学研究科 アジア文化史専攻博士後期課程 民俗学専攻
	遠藤 健悟	大学院文学研究科 アジア文化史専攻博士前期課程 民俗学専攻
	大沼 知	大学院文学研究科 アジア文化史専攻博士前期課程 民俗学専攻
	森 祐一朗	大学院文学研究科 アジア文化史専攻博士前期課程 日本中世史専攻
	小山 悠	大学院文学研究科 アジア文化史専攻博士前期課程 民俗学専攻
	須釜 敏史	大学院文学研究科 アジア文化史専攻博士前期課程 日本中世史専攻
	那須 美里	大学院文学研究科 アジア文化史専攻博士前期課程 民俗学専攻
	丸山 和央	大学院文学研究科 アジア文化史専攻博士前期課程 民俗学専攻
	今井 雅之	大学院文学研究科 アジア文化史専攻博士前期課程 民俗学専攻
	佐々木拓哉	大学院文学研究科 アジア文化史専攻博士前期課程 考古学専攻
	横田 竜巳	大学院文学研究科 アジア文化史専攻博士前期課程 考古学専攻

交通案内





東北学院大学博物館

〒980-8511 宮城県仙台市青葉区土樋一丁目3-1
TEL 022-264-6920 FAX 022-264-6917